

小樽市行政手続条例の一部を改正する条例

(原案の概要)

行政手続法（平成5年法律第88号）が改正され、平成27年4月1日から施行されます。

この改正は、小樽市が行う処分の一部に適用されますが、法律が適用されない処分や行政指導についても同様の基準を設けるため、小樽市行政手続条例（平成10年小樽市条例第1号）を改正します。

〔市が行う処分と行政指導に関する法令の適用関係のイメージ〕

行為の根拠 行為の区分	法律又は 法律に基づく命令	条例又は規則
処分	行政手続法を適用	
行政指導	行政手続条例を適用	

【改正の主な内容】

次の手続を追加します。

① 許認可権限の根拠の明示

行政指導をする際に、許認可等の権限があることを示すときは、権限の根拠となる法令の条項等を示さなければならないこととします。

② 行政指導の中止等の求め

法律又は条例の要件に適合しない行政指導を受けた場合に、その行政指導の中止等、必要な措置を講ずるよう求めることができるようにします。

③ 処分等の求め

法令違反の事実を発見した場合に、誰でも、その違反を是正するための処分等を行うよう求めることができるようにします。

【施行期日】

平成27年4月1日（予定）